

日曜日に行います

## 集団特定健康診査

平日は仕事などの都合で特定健康診査を受診できないという方を対象に、日曜日に集団健診を行います。今年度、未受診で対象となる方は、ぜひ申し込んでください。

**日時** 10月23日(日)午後1時～4時30分  
**会場** 保健センター

**対象** 次のすべてに該当する方

①今年度、羽村市特定健康診査受診券が送付されている方で、受診日現在、羽村市国民健康保険に加入している方

②受診日現在、74歳以下の方

③今年度、特定健康診査を受診していない方

※妊産婦の方は受診できません。

**定員** 100人(先着順)

**申込み** 8月16日(火)～9月30日(金)(土・

日曜日、祝日を除く)の午前8時30分から午後5時までに、電話または直接保健センターへ



### 健康手帳の活用を

40歳以上の方に無料で「健康手帳」を配布しています。

特定健診やがん検診の結果、血圧・体重などの変化を記録し、健康管理に役立ててください。

**配布場所** 保健センター・市役所1階市民課保険係

### 健康なんでも相談

からだやこころの健康に関する相談に応じます。特定健診の結果が気になる方も、ぜひ利用してください。

**受付日時** 原則毎月第2・4木曜日(祝日を除く)の午後1時30分～3時

**会場** 保健センター

**費用** 無料

**相談員** 保健師・管理栄養士

※直接会場へお越しください。

**問合せ** 保健センター ☎ 5555-111

11④627

## はい！「ごちら消費生活センター」

「個人情報が出ていますので削除してあげる」と持ちかける詐欺にご注意を！



### 相談事例

Tと名乗る人から「あなたの個人情報が出て3社に漏れている、削除してあげます。」という電話がかかってきた。よくわからないが削除してもらった方がよいと思いい「お願いします。」と依頼した。

その後、「情報安全協会」と名乗る人物から電話があり、「A社とB社の2社は削除できたが、C社だけが削除できない。」と言われた。A社とB社は前に利用した通販会社だったが、C社は知らない会社だった。

一人暮らしかと聞かれ、夫がいると答え、夫に相談すると言ったら電話が切れた。また電話がかかってくるかもしれないが、どうすればよいか。

### 回答

このまま電話で話し続けると家族構成や資産状況を聞き出され、新たな情報を相手に知らせてしまうことになりま。

また、「別の人に名義を変えて登録してもらえば、あなたの名前は消える。」と言われ、高額な名義変更料や登録料を請求される可能性が高く、結果として詐欺に遭ってしまった事例もあります。

いったん漏れてしまった個人情報を取り消すことは難しく、「個人情報削除します。」という電話は、詐欺の可能性が高いと言えます。公的機関がこうした電話をかけることはありません。すぐに電話を切ってください。

### アドバイス

日本年金機構における個人情報流出事件以降、市役所や税務署など公的機関を名乗り「流出した個人情報を削除します。」と持ちかける不審な電話やメールが増えていきます。

公的機関がこうした電話やメールを発信することは絶対ありません。また、こうした電話に対応していると途中で切りにくくなってしまいます。

新たな個人情報を漏らさないためにも相手にせず、すぐに電話を切ってください。

不安な時は消費生活センターへ相談してください。

**問合せ** 消費生活センター ☎ 5555-1111④641

1111④641

# 臨時福祉給付金

「平成28年度臨時福祉給付金」ならびに「低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」を対象となる方に支給します。

## ■平成28年度臨時福祉給付金

**支給対象者** 平成28年1月1日時点で羽村市に住民登録があり、平成28年度の市・都民税が課税されていない方  
 ※課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

**支給額** 支給対象者1人につき3千円

## ◆住民税非課税の目安

### ■給与所得者

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	96万5,000円以下
夫婦	146万9,000円以下
夫婦子1人	188万円未満
夫婦子2人	232万8,000円未満

### ■公的年金等受給者

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳未満	101万5,000円以下
	65歳以上	151万5,000円以下
夫婦	65歳未満	159万2,000円以下
	65歳以上	201万9,000円以下

確認じゃ！



▲省労働者年金基金  
給付金「カクニちゃん」

## ■低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

**支給対象者** 上記平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金または遺族基礎年金などの同年5月分の受給がある方  
 ※ただし、平成28年度前半に行われていた「低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金」の支給を受けた方は対象となりません。

**支給額** 支給対象者1人につき3万円  
 ※いずれも支給は1回限りです。

### 申請方法など

9月上旬に、対象と思われる方に申請書を送付します。申請書と必要書類を提示（郵送は添付）し、次の期間に郵送または特別窓口へ持参してください。

### 特別窓口

**日時** 9月5日(月)～12月5日(月)の午前9時～11時30分、午後1時～4時30分  
 ※土・日曜日、祝日を除きます。ただし、9月10日(土)・11日(日)・17日(土)・18日(日)は受け付けません。

**会場** 市役所1階多目的室  
**特別窓口期間の問合せ** 臨時福祉給付金特別ダイヤル ☎0570-1099-1077

### 注意

申請時には、申請書と次の書類を持参してください。

※郵送の場合は、必ず次の書類の写しを同封してください。

①本人確認書類：運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・健康保険証など  
 ※健康保険証など、顔写真のない本人確認書類の場合は、もう1点名前の書かれている書類が必要です。

②振込先金融機関確認書類：預金通帳またはキャッシュカード  
 ※申請書に記載の指定の金融機関口座に振り込みを希望する場合は不要です。

③障害・遺族基礎年金を受給している方：平成28年5月分の障害・遺族基礎年金の受給が確認できる書類（年金証書・年金額改定通知書の写しなど）  
 ※代理人が申請する場合は、申請書の委任欄に記入・押印の上、代理人の本人確認書類を持参してください。

※給付金は、申請書に記載の指定の金融機関口座に振り込みます。  
 ※いずれの給付金も支給が決定される前に亡くなった場合は支給対象となりません。

**申込先・問合せ** 社会福祉課庶務係 ☎112-2205-8601(所在地記載不要)

## 図書館からのお知らせ

### お願い

最近、貸出用雑誌のページの切り取りや書込みが増えていきます。切り取りや書込みが続く場合は、閲覧制限や購読中止も検討せざるを得ません。図書館の資料（雑誌）は市民共有のものであります。また、次に見る方が不快な思いをします。大切に扱ってください。

### 図書館のメルマガに登録しませんか？

毎月、図書館の最新資料情報を送ります。関心のある分野でよく使われている語句を「キーワード」として登録すると、そのキーワードが、タイトル・サブタイトル・著者名などに入っている資料の最新リストをメールでお知らせします。ぜひ、利用してください。

なお、登録条件に合う資料がない場合、リストは送信されず新着資料の更新情報だけを送信します。

※登録方法などについて詳しくは、羽村市図書館ウェブサイト「利用案内」のページをご覧ください。

**問合せ** 図書館 ☎554-2280